

小樽商科大学情報総合センター運営委員会規程

(平成元年1月18日制定)

(趣旨)

第1条 小樽商科大学情報総合センター規程第9条第2項の規定に基づき、小樽商科大学情報総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計算機システム及び学内ネットワークの管理、運用に関する事項
- (2) 予算及び規程等に関する事項
- (3) 将来計画に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備に関する事項
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報総合センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 情報総合センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 各学科及びアントレプレナーシップ専攻から選出された教員 7名
- (4) センター長が指名する者 若干名

(委員の任期)

第4条 前条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。

- 2 前条第3号に掲げる委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 センター長が必要と認めた場合は、前条第4号に掲げる委員を新たに補充することができる。
- 4 前項の規定により補充された委員の任期の末日は、他の委員の任期の末日と同様とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができ

る。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学術情報課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成元年1月18日から施行する。
- 2 小樽商科大学計算センター運営委員会規程（昭和56年9月30日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の規程第3条第6号及び同条第7号の規定により選出された委員である者の任期については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成5年5月26日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の規程第3条第6号の規定により選出された委員である者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成7年7月23日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成11年2月8日から施行する。
- 2 この規程施行後、第4条第1項の規定にかかわらず、第3条第3号に規定する最初の委員である者の任期は、平成13年3月31日までとし、第3条第4号に規定する最初の委員である者の任期は、平成12年7月31日までとする。
- 3 小樽商科大学情報処理センター専門委員会内規（平成元年1月18日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成7年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、第4条第1項の規定にかかわらず、第3条第3号及び同条第4号に規定する最初の委員である者の任期は、平成32年3月31日までとする。